

危機管理本部委託業務等指名選定委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 危機管理本部における委託契約等に係る契約事務の公正かつ適正な執行を図ることを目的として、危機管理本部委託業務等指名選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 委託契約等に係る契約方法の認定及び指名業者（物件等）の選定に関すること。
- (2) 提案書方式による随意契約における契約業者の選定に関すること。
- (3) その他委託業務等における必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、危機管理監をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもってあてる。

- (1) 危機管理部長
- (2) 危機対策部長
- (3) 危機管理部担当課長（企画担当）
- (4) 危機対策部担当課長（危機対策担当）

(委員会)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。
- 3 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 委員会の審議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(留意事項)

第5条 委員会は、契約業者等の指名及び選定にあたっては、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状態
- (2) 過去の本市における委託業務等に係る成績の良否

(3) 他に受託している業務の進捗状況

(4) 当該委託業務等を遂行するための技術的適性

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、危機管理部において処理する。

(プロポーザル手続)

第7条 委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、技術提案書に基づく審査により業者を特定する場合のプロポーザル手続に関する規程は別途定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、危機管理監が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。